

2019年1月7日

公益社団法人日本超音波医学会  
会員 各位

公益社団法人日本超音波医学会  
認定超音波専門医制度委員会  
委員長 北野 雅之

## 超音波専門医制度：研修施設及び研修施設群(研修基幹施設・研修連携施設)に関するパブリックコメントの募集について

平素より大変お世話になっております。

超音波専門医認定試験の受験資格の一つに、下記の資格があります。認定超音波専門医制度委員会では、受験の機会を増やす方策として、現在の「研修施設」に加え、新たに「研修施設群(研修基幹施設、研修連携施設)」を構築することといたしました。

構築する目的は、「1. 従来研修施設として認められなかった施設を、研修施設群内の連携施設として認めることで研修施設数を増やすこと」及び「2. 研修機会が乏しくこれまで受験機会に恵まれなかった地域での研修を可能にすること」にあります。

### 記

本会の指定する超音波専門医研修施設において、「超音波専門医研修カリキュラム」に準じて通算3年間以上にわたり、超音波医学研修を行っていること。

以上

### ※【参考】受験資格

URL：<http://www.jsum.or.jp/capacity/fjsum/qualifications.html>

つきましては、「研修施設及び研修施設群(研修基幹施設・研修連携施設)について」の概要をまとめましたので、パブリックコメントを募集いたします。次ページより概要をご確認いただけます。

### ■パブリックコメント募集期間

2019年1月7日(月)～2019年1月31日(木)

### ■パブリックコメント送付先

[soumu@jsum.or.jp](mailto:soumu@jsum.or.jp)

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 研修施設及び研修施設群(研修基幹施設、研修連携施設)について (概要)

1. 超音波専門医の研修は、研修施設、あるいは研修基幹施設及び研修連携施設で構成される研修施設群において行うこととする。
  - 1) 研修施設（従来通り）：単独で専門医研修の指導を行う施設。
  - 2) 研修基幹施設（新設）：研修施設群を構築し、専門医研修の指導を行う施設。／ 研修施設群を構築する際、主となる施設。
  - 3) 研修連携施設（新設）：単独では専門医研修の指導を行えない施設。／ 研修施設群を構築する際、従となる施設。
  
2. 施設は、研修施設、研修基幹施設又は研修連携施設のいずれか1つに指定され、同時に複数指定されることはない。なお、指定を希望する施設の要件を充足していることを条件に、施設の指定を変更することができる（例：研修施設 → 研修基幹施設、研修連携施設 → 研修施設、研修施設 → 研修連携施設など）。
  
3. 研修施設、研修基幹施設及び研修連携施設の指定・変更は、毎年1回書類審査により行う。
  
4. 各施設の正式名称  
 研修施設 — 超音波専門医研修施設   ／   研修基幹施設 — 超音波専門医研修基幹施設   ／   研修連携施設 — 超音波専門医研修連携施設

5. 各施設の指定条件

	研修施設（従来通り）	研修基幹施設（新設）	研修連携施設（新設）
1	a 常勤又は非常勤(週1回以上勤務していること)の指導医が1人以上勤務 b 常勤の専門医2人以上勤務 c 常勤の専門医1人以上及び常勤の指導検査士1人以上勤務	a 常勤の指導医が1人以上勤務 b 常勤の専門医2人以上勤務 c 非常勤(週1回以上勤務していること)の指導医1人以上及び常勤の専門医1人以上勤務	a 常勤又は非常勤(週1回以上勤務していること)の専門医が1人以上勤務
2	「超音波専門医研修カリキュラム」に準じた研修が可能であること。	研修施設と同様	研修施設と同様
3	十分な超音波検査件数、入院・外来患者数、生検数、手術数及びベッド数を有していることと認定超音波専門医制度委員会が認めるものであること。		
4	—	—	研修基幹施設の長より研修連携施設として申請することの同意が得られていること。
5	—	—	研修基幹施設と研修連携施設は同一都道府県内にあることを原則とするが、本委員会の審議を経て、異なる都道府県に位置する施設による構成を認めることもある。

6. 指導医、専門医、指導検査士の申請条件

資格	申請可能数	研修施設	研修基幹施設	研修連携施設
指導医	常勤施設 1 施設 + 非常勤施設 1 施設 = 合計 2 施設 又は 非常勤施設 2 施設 = 合計 2 施設	○	○ 1 施設の申請に限る。	×
専門医	常勤施設 1 施設 + 非常勤施設 1 施設 = 合計 2 施設 ※但し、非常勤施設の申請は 1 施設に限る。	○	○	○
指導検査士	常勤施設 1 施設	○	×	×

7. 研修基幹施設の役割等

- ・研修基幹施設に組み入れる研修連携施設の数に制限は設けないが、十分に指導ができる範囲の研修連携施設数とすること。本委員会にて疑義があると判断した場合は、申請の一部を却下することもある。
- ・研修基幹施設で主となる指導医又は専門医 1 名は、定期的に複数回（年間 2 回以上）、研修連携施設の依頼する症例の超音波画像をチェックし包括的な指導を行う。
- ・研修基幹施設は、研修基幹施設で主となる指導医又は専門医 1 名が主宰して、定期的に複数回（年間 2 回以上）研修施設群全体での検討会・勉強会を行う。
- ・研修基幹施設は、研修基幹施設の指定が喪失となった場合に、研修連携施設の指定も併せて喪失となるため、研修施設群の維持・継続のために大きな責任を伴う。

8. 申請書類の提出方法

- 研修施設 — 所定の申請書類を本会に提出（従来通り）。
- 研修基幹施設 — 自施設及び研修連携施設の申請書類をまとめて提出。
- 研修連携施設 — 研修施設群に途中から参入する場合は、研修基幹施設の長の承認を受けたうえで個別に申請書類を提出。

9. 更新サイクル

- 研修施設 — 研修施設に指定されてから 5 年後に更新（従来通り）。
- 研修基幹施設 — 施設基幹施設に指定されてから 5 年後に更新。  
但し、研修施設又は研修連携施設として指定されている期間内に研修基幹施設へ指定が変更となった場合、当初の指定期間はそのままに更新までの残り期間が研修基幹施設として指定される。5 年サイクルの更新は変わらない。
- 研修連携施設 — 研修基幹施設と同時に指定された研修連携施設及び途中から参入した研修連携施設どちらも一律に研修基幹施設の更新サイクルに合わせて更新。